

平成22年度版

環境報告書

— 豊かな水と緑をはぐくむまち住田 —

住 田 町

目 次

第1章 環境の現状と課題

(1) 自然環境	
ア 土地の利用	4
イ 公園	4
ウ 野生生物	4
エ 森林の保全状況	4
オ 農地の保全状況	5
(2) 公害の現状と課題	
ア 大気汚染	5
イ 土壌汚染	5
ウ 水質汚濁	5
エ 騒音・振動	6
オ 悪臭	6
(3) 廃棄物対策の現状と課題	
ア ごみ処理	6
イ し尿処理	7
ウ 産業廃棄物	7
エ 廃棄物の不法投棄	7
(4) 景観形成の状況	8
(5) 地球温暖化対策	8
(6) 新エネルギーの導入	8
(7) 環境教育の状況	9

第2章 主な実施事業の推進方向と実施状況

(1) 豊かな恵みを与える自然環境の保全にむけて	
ア 森林の保全	10
イ 川・水路等の保全	11
ウ 農地の保全	12
エ 排水処理施設の整備促進	13
オ 野生動植物の保護	13

(2)	安全で快適な生活環境の保全にむけて	
	ア	ごみ不法投棄対策の推進……………14
	イ	大気保全……………15
	ウ	公害の防止……………15
(3)	環境に配慮した農林業等の推進にむけて	
	ア	環境に配慮した農業の推進……………15
	イ	環境に配慮した林業の推進……………17
	ウ	環境に配慮した開発行為……………17
(4)	良好で美しい景観の保全にむけて	
	ア	優れた自然景観の保全……………18
	イ	歴史・伝統的資産の保全……………18
(5)	快適で魅力ある居住空間の形成にむけて	
	ア	環境に配慮した住宅の普及……………19
	イ	花や樹木のあるまちづくりの推進……………19
(6)	エコライフの推進にむけて	
	ア	地球温暖化の防止……………19
	イ	廃棄物の減量化とリサイクルの推進……………20
	ウ	新エネルギーの導入促進……………21
(7)	環境教育・環境学習の推進にむけて	
	ア	環境教育・環境学習の推進……………21

第3章 住田町役場地球温暖化対策実行計画取組状況

(1)	平成22年度のエネルギー使用状況……………23
-----	-------------------------

第1章 環境の現状と課題

(1) 自然環境

本町は、広大な森林を有し、気仙川及びその支流に沿ったわずかな平坦地に、集落、農用地などが集中する典型的な中山間地域です。

このような環境を背景とし、全国の釣り人から注目される清流「気仙川」、宮沢賢治がこよなく愛した「種山ヶ原」、貴重な樹木と高山植物の宝庫「五葉山」をはじめ、四季折々の美しい景観を映し出す森林など、貴重な資源に恵まれており、これらを守り育て、後世に伝えていくことが重要な課題とされています。

ア 土地の利用

地目別では、85.6%が山林・原野、次いで田・畑・牧場の農用地が5.1%となり、宅地は、わずか0.8%しかありません。

表-1 地目別面積

地目別	面積 (ha)	割合 (%)
総数	33,483	100.0
山林	27,230	81.3
原野	1,449	4.3
畑	702	2.1
田	517	1.5
牧場	489	1.5
宅地	263	0.8
雑種地	97	0.3
その他(川・道路等)	2,736	8.2

資料：平成22年度土地に関する概要調書報告書（税務課）

イ 公園

県立自然公園に指定される五葉山や、国内最大の洞内滝を有し、県の自然環境保全地域に指定される滝観洞など、自然味あふれる景勝地があります。

また、各所に点在する森林公園などは、住民や行楽客の憩いの場となっていることから、今後も、町や各地区団体などが主体となった管理のもと、良好な状態を維持していかなければなりません。

ウ 野生生物

夏緑（落葉）広葉樹、常緑広葉樹、草本植物、高山植物など多様な植物が生育し、特別天然記念物の二ホンカモシカをはじめ、さまざまな種類の野生動物が生息しています。

しかし、近年では、ホンシュウジカや二ホンカモシカ、ツキノワグマによる、農林産物への被害が増えていることから、引き続き、防護網の設置などによる食害対策を講じるとともに、適正生息数を確保するための対策も検討していかなければなりません。

エ 森林の保全状況

平成16年3月から、気仙地方森林組合をグループマネージャーとして森林管理（FM）認証

の取得を順次進めており、平成22年度は、私有林377ヘクタールが、新たに認定されました。これにより、町全体における認証森林は、約10,356ヘクタールと拡大しています。

この認証取得の動きを起因として、環境に配慮した持続可能性の高い森林経営システムを構築するため、今後も、林家などへの啓発普及に努め、認証森林の拡大を図っていかねばなりません。

また、森林は物質的な生産のみならず、水源涵養、土砂流出の防備、保健休養、動植物の保護など多面的機能を有していることから、引き続き、計画的な森林整備を進めていかねばなりません。

オ 農地の保全状況

本町の遊休農地は、36ヘクタール（産業振興課調べ）にも及んでいます。

これまで、中山間地域等直接支払制度を導入するなどし、耕作放棄の解消、防止に努めており、現在10集落1個人（面積101.5ヘクタール）と協定を締結しました。

また、一部の集落では、遊休農地を活用した果樹、山菜の栽培や、菜の花、アヤメなどの植栽による景観形成が進められたほか、一振興会一特産品運動による新たな遊休農地の解消に向けた取り組みとして、その効果が期待されています。

（2） 公害の現状と課題

本町では、これまで大きな公害問題は発生しておらず、平成22年度は、数件の苦情などが寄せられたものの、比較的良好な状態にあるといえます。

ア 大気汚染

近年は、ダイオキシン類 ※1 の発生を抑制するため、法律や県の生活環境保全条例 ※2 により、基準をみたさない焼却炉の使用が禁止となり、野外焼却に関する規制も強化されました。しかしながら、庭先などでの家庭ごみの焼却行為が、依然として散見されています。

焼却行為の規制に関する指導などは、県の所管においてなされるべきものであります。しかしながら、町民の健康維持や自然環境の保全という観点から、町としても関係機関と連携し、必要に応じ対処していかねばなりません。

※1 ダイオキシン類：

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。ごく微量でも発ガン性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つといわれている。

※2 生活環境保全条例：

正式名称は、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」

イ 土壌汚染

健康有害物質 ※1 （カドミウムなど26物質）の地下浸透による土壌、地下水の汚染などは認められませんので、今後も、良好な状態を維持できるよう配意していかねばなりません。

ウ 水質汚濁

気仙川の水質は、環境基準 ※2 による河川6類型の上位から二つ目「A類型」に属するなど、良好な状態にあります。

今後も、その水質を維持するため、世田米地区の公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽設置への補助などの水質浄化対策に努めるほか、引き続き、事業所などからの排水に対する監視体

制の強化、河川清掃の実施などによる住民への河川浄化意識の啓発に努めていかなければなりません。

エ 騒音・振動

平成22年度に、苦情などは寄せられませんでした。

当町においては、法律などにより、知事が指定する規制区域に定められている地域はありませんが、今後も、町民の健康維持という観点から、関係機関と連携し、必要に応じ対処していかねばなりません。

オ 悪臭

近年、新田の鶏ふん炭化処理施設（気仙環境保全）からでる悪臭で近隣からの指摘があることから、平成20年度には施設の改修を行なうなど臭気対策を行っており、現在も様々な対策を講じております。

当町においては、法律などにより、知事が指定する規制区域に定められている地域はありませんが、今後も、町民の健康維持や環境の保全という観点から、関係機関と連携し、必要に応じ対処していかねばなりません。

※1 健康有害物質：

人の健康または生活に環境に係る被害を生ずるおそれのある物質をいう。人間の諸活動から発生する有害な科学物質は非常に種類が多い。

※2 環境基準：

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。環境改善のための行政目標であり、最大許容限度、理想の値のことではない。

(3) 廃棄物対策の現状と課題

生活様式の変化、野外焼却の禁止などに伴い、排出される廃棄物の量が増すとともに、さらには、その質も多様化していることから、容器包装に係る分別収集の細分化を徹底し、再資源化と減量化に取り組んでいくことが課題となっています。

一方、廃棄物の不法投棄も後を絶たず、監視体制の強化と併せて、環境保全に対するモラルの向上を図っていかねばなりません。

ア ごみ処理

一般家庭から排出される主な廃棄物は、大船渡地区環境衛生組合（大船渡市、住田町で構成）で収集・運搬、分別・破碎の中間処理と再商品化を経て、岩手県沿岸南部広域環境組合（釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町で構成）の熔融炉で処理されています。

本町の可燃ごみの収集量は、平成22年度は約937トンと前年度比で約16トン減少しました。

引き続き、ごみの減量化に向けては、「生ごみの減量」と「資源古紙の分別」を徹底し、生ごみ処理用機器による堆肥利用の促進、集団資源回収の奨励による資源リサイクルのほか、簡易包装やレジ袋・マイバック運動の普及啓発を図るとともに、新たな生ごみ処理方法として「ダンボールコンポスト」の普及も検討しております。

表一 2 ごみの収集状況

平成22年度月別 可燃・不燃ごみ収集実績							(単位=トン)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
可燃ごみ	78.3	79.5	79.4	81.8	100.6	83.4		
不燃ごみ	11.5	11.6	11.4	12.1	13.5	11.7		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
可燃ごみ	75.9	74.4	80.5	72.5	64.7	66.5	937.5	
不燃ごみ	10.4	9.3	11.7	5.8	8.6	7.5	125.1	

平成17年度～22年度 可燃・不燃ごみ収集実績							(単位=トン)	
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
可燃ごみ	1,184.26	1,252.92	1,061.13	988.54	953.33	937.5		
不燃ごみ	166.19	156.66	137.78	125.99	125.36	125.1		

資料：大船渡地区環境衛生組合より

イ し尿処理

平成15年度から世田米地区の公共下水道が供用を開始し、平成22年度までに579世帯が接続しています。また、平成元年から合併処理浄化槽設置への補助を実施し、これまでに316基が対象となるなどの処理対策を講じています。

しかしながら、汚水処理施設整備率(下水道+浄化槽)は47.81%(平成22年度末)と、依然として低いため、今後も、住民が容易に事業実施出来るような体制づくりに努めていかなければなりません。

表一 3 合併処理浄化槽設置状況

(単位 = 基)

年度 人槽	平成元年～ 平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
5人槽		3	1		1	1	5	2	1	3
6～7人槽		12	18	15	11	15	11	12	21	14
8～10人槽		1	1	1			1			
計	174	16	20	16	12	16	17	14	14	17

資料：合併処理浄化槽補助実績書(建設課)

ウ 産業廃棄物

産業廃棄物の適正処理に関する指導などは、県の所管においてなされるべきものです。しかしながら、町民の健康や自然環境の保全という観点から、関係機関と連携を図りながら、必要に応じて対処していかなければなりません。

エ 廃棄物の不法投棄

職員による監視活動、県、民間との合同パトロールを実施しましたが、道路や駐車帯への空き缶などのポイ捨てや、国・県道、町道、林道などへの廃棄物の不法投棄は後を絶たない現状です。

これまでの単発的なパトロールや啓発看板の設置だけでは、十分な効果が得られないことから、今後は、町公衆衛生組合連合会やボランティア、さらには、地域住民が日常的にパトロールするなど、地域が一体となった対策を進めていかなければなりません。

(4) 景観形成の状況

昭和45年からこれまで、道路沿いを中心として、全町的に花いっぱい運動が取り組まれており、近年は、各地区別計画による公園の環境整備や地域案内板の設置など、住民と行政が一体となった景観づくりが行なわれています。

また、恵山地区の菜の花畑、両向地区のアヤメ園などの遊休農地を活用した取り組みは、新たな景観形成の手法として定着しております。

周囲との景観の調和に優れ、町内外から評価される公営住宅については、平成17年度に整備計画（平成18年度からの5ヵ年）を策定し、今後も環境に配慮した木造住宅の建設を進めることにしています。

(5) 地球温暖化対策

地球温暖化防止京都会議（COP3）で、議定書 ※1 が採択され、国内においても「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されました。

本町においても、役場内部での取り組みとして、地球温暖化対策実行計画を策定し、二酸化炭素排出量の8%削減（目標年度は平成23年度、基準年度は平成12年度）を目指した取り組みを進めています。

平成22年度は、平成12年度との比較で8.21%減少と、年次削減目標8.0%を達成することができました。

引き続き取り組みを継続し、環境負荷低減のための職員意識の啓発に努めるとともに、カーボンニュートラル ※2 に即した取り組みなど、新たな対策を検討していかねばなりません。

また、町内の事業者や住民に対する啓発が十分ではないことから、今後は、推進組織の設置なども視野に入れた、対策を検討していかねばなりません。

※1 議定書：

先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある削減数値目標を各国毎に設定し、国際的な協調により目標を達成するための仕組み（排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施など）を定めたもの。

日本は、2012年までに6%の削減（基準年は1990年）を目標としている。

※1 カーボンニュートラル：

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言う。

例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないことが考えられる。このように、化石燃料に代わるバイオマスエネルギーの利用はカーボン・ニュートラルと考えられ、二酸化炭素の発生と固定を平衡し、地球上の二酸化炭素を一定量に保つことができる。

(6) 新エネルギーの導入

本町は、豊富に有する木材を利用した「森林エネルギーのまち」を目指しており、これまで、保育園へのペレットボイラーの設置、公共施設へのペレットストーブの導入及び民間への購入費補助、木質ペレット製造施設の設置など、木質バイオマスエネルギーの活用を進めてきました。

平成16年度からは、木屑焚きボイラーを利用した発電施設が稼動し、平成18年度にはその電力の有効活用とともに、発電時の余剰熱を園芸ハウス栽培において利用されています。

畜産排せつ物のバイオマスエネルギー利用（炭化製品への変換）については、平成18年度からの稼動しております。

(7) 環境教育の状況

種山ヶ原をフィールドとした環境教育では、園児を対象とする「森の保育園」、小学校における自然体験学習、中学校においては、森林学習（種山体験）や林業学習（間伐体験）、高校生の「森の保育園」ボランティア参加、一般を対象としては「種山ヶ原散策会」を、また、五葉山をフィールドとしたものでは、「森林浴まるごと体験」を開催し、子どもから大人までの各年代層が、自然環境に親しむことができる体系的な環境教育の展開を図っています。

森林（もり）の科学館構想では、森の案内人等を対象とした環境講演会、第40回岩手県緑の少年団大会等、各種ソフト事業を実施しています。また、これまで養成した森の案内人が、環境教育の現場において積極的な活動を展開するなど、全町をフォレストミュージアム化 ※1する動きが活性化してきています。

※1 フォレストミュージアム化：

全町をフィールドと考え、町民が自然とともにある暮らしの中で培ってきた知恵や技術とともに、産業・経済・文化の基盤としての森をとらえなおす試み。

第2章 主な実施事業の推進方向と実施状況

(1) 豊かな恵みを与える自然環境の保全にむけて

ア 森林の保全 (重点施策)

事業名	取り組みの内容	
治山事業	傾斜が急で、土砂等が崩壊しそうな場所の保護を図る。 ① 崩壊危険箇所を図上におろし、整備計画を立てる。 ② 対象林地の把握及び地権者等と事業実施を協議検討する。 ③ 県に申請するとともに、予算化して事業を実施する。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○保安林整備事業 ・火の土地区 本数調整伐 3,96ha ○治山事業の施行申請 9ヶ所	① 図上におろしているが、県事業で実施したいため、整備計画は立てられない。 ② 県(国)より認可された場合に実施する。 ③ 本年度実施した個所以外にも申請をしているが、認可されない状況。	産業振興課

事業名	取り組みの内容	
森林認証普及促進	環境に配慮した持続可能な森林管理、経営を行うシステムを推進する。 ① 年次監査の受検に際し、条件・勧告項目の減少を目指す。 ② 認証林整備に係る支援策を講ずる。 ③ 森林認証の普及による、参加者・取得面積の拡大を目指す。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○森林管理(FM)認証更新審査の受検 ○生産物(COC)認証更新審査の受検 ○イベント時の商品展示によるPR ○FSCの森整備事業費補助金 ○FSC森林認証高齢級間伐事業 ○FSC認証住宅の展示発表 ○FSC認証製品の開発(KUBB)	① 「条件」はなし。「勧告」が継続4つ、新規4つ追加 ② FSCの森整備事業費補助金 130.57ha FSC森林認証林高齢級間伐事業費補助金 39.43ha ③ FSC-FM ・私有林 3,911,70ha(36名、26団体)の拡大 ・森林認証対象林 私有林 3,911.7ha 297(個人・団体) 町有林 8,325,26ha 計 12,236.96ha	産業振興課

イ 川、水路等の保全 (重点施策)

事業名	取り組みの内容	
河川、農地等災害復旧	台風等により、河川、水路等が災害を受けた際に復旧をする。 ① 被災箇所の調査を行い、復旧方法の検討を行う。 ② 環境に配慮した工法を調査研究する ③ 環境に配慮した工法で復旧工事を行う。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○台風等による被災箇所等の復旧事業 ・環境保全型ブロック積工法の採用等、自然環境の保全に配慮した工事を実施した。	ステップ③により実施。	建設課

事業名	取り組みの内容	
町民総参加河川清掃	町民や各種団体が総出で、気仙川及び主要道路沿いを一斉に清掃する。 ① 年間行事予定に組み込み、町民に協力を求める。 ② 一斉清掃で回収したごみを処理する。 ③ 活動を通じて得た成果を、他の行動につなげていく。 ④ 不法投棄防止の看板設置数を増やしていく。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○春に実施(4/25) 秋は雨天中止 ・ごみ回収量 不燃ごみ 1,140 kg 可燃ごみ 210 kg 廃プラスチック類 1,430 kg (産廃処分)	ステップ②まで実施。	町民生活課

ウ 農地の保全

事業名	取り組みの内容	
中山間地域等 直接支払制度	集落協定により、耕作放棄地の解消や水路等の管理を行う。 ① 傾斜の急な対象農地を把握し、農家と事業実施について協議する。 ② 対象集落を認定し、事業実施を推進する。 ③ 農地等の有効活用がなされたかを検証し、事業の見直しを図っていく。	
平成22年度の実施内容	ステップ①～③との比較	担当課
○9集落1個人により協定を締結。 ・農地の多面的機能の発揮 ・水路の管理及び修理 ・法面等の管理 ・協定締結面積 田 69.97ha 畑 11.35ha 採草放牧地 15.12ha 合計 96.44ha	ステップ②まで実施	産業振興課

事業名	取り組みの内容	
遊休農地の活用促進	山菜等の栽培により、遊休化している農地の活用を図っていく。 ① 対象遊休農地を把握し、農家と事業実施の協議をする。 ② 山菜等を植栽し、適切な管理を行っていく。 ③ 栽培可能地の開拓と事業導入希望者の拡大を図っていく。	
平成22年度の実施内容	ステップ①～③との比較	担当課
○集落での果樹・山菜等奨励、集落ぐるみでの活動に向けた推進を図る。 ・里山整備 3.5ha	ステップ①～③までを継続実施。	産業振興課
○花と香りの里（恵山） ・栽培作目 菜の花 137a	ステップ②までを実施。	農業委員会

エ 排水処理施設の整備促進 (重点施策)

事業名	取り組みの内容	
公共下水道整備	住居の集中している区域の生活雑排水を、特定環境保全公共下水道により処理する。 ① 対象住民へ説明し、加入者を募集する。 ② 稼働状況を確認しながら、加入率を高めていく。 ③ 他の事業導入と併せて、町全体の汚水処理率を高めていく。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○住民への啓発 相談会・戸別訪問の実施、チラシの配付等により接続率の向上に努めた。 ※供用開始件数 579件 水洗化人口 1,590人	ステップ③まで継続実施 ① 啓発活動（相談会・個別訪問の実施、チラシの配付）。 ② 汚水流入量の増加に伴う適正な維持管理。 ③ 公共下水道の供用開始に伴う浄化槽整備事業への波及効果。	建設課

事業名	取り組みの内容	
合併処理浄化槽設置整備	合併処理浄化槽の設置経費へ補助しながら、設置を促進していく。 ① 事業内容の周知と、整備予定の計画概要を作成する。 ② 事業実施希望家庭を募り、実施内容等を協議する。 ③ 他の事業導入と併せて、町全体の汚水処理率を高めていく。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○整備実績 5人槽 3基 7人槽 14基 ○住民への啓発（相談会の実施、チラシの配付等により導入促進に努めた）。	① 啓発活動（相談会の実施、チラシの配付）。 ③ 浄化槽整備事業促進に伴う公共下水道への波及効果。	建設課

オ 野生動植物の保護

事業名	取り組みの内容	
アツモリソウの増殖	町の花で、絶滅の危機に瀕している種アツモリソウの保護のため増殖研究をする。 ① バイオ研究により増殖技術を確立させる。 ② 株分け等の栽培講習による増殖技術の普及を図る。 ③ 増殖した花を山野に返し、自生地の復活を目指す。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○栽培講習会等の実施。 ○無菌培養増殖試験の実施。 ○株分け増殖試験の実施。	ステップ②まで実施。 ② 安定した本数の確保が可能となった。 ③ 里親制度の継続（5名）	産業振興課

事業名	取り組みの内容	
ミズバショウ自生地 環境整備	<p>管内では住田町にしかない希少な野生植物ミズバショウの自生環境の保全を図る。</p> <p>① 自生地の把握と自生状況を調査する。 ② 盗採を防止する措置をとるとともに、自生に適した状態を維持するよう努める。 ③ 町民が自由に鑑賞できるようにするための、調査研究を進める。</p>	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
文化財調査委員とともに、自生に適した状態の維持に努めている。 ※第一場所株数調査を実施（4/20） ※第二場所株数調査を実施（5/17）	ステップ②まで実施。	教育委員会

（２）安全で快適な生活環境の保全にむけて

ア ごみ不法投棄対策の推進

事業名	取り組みの内容	
ごみ不法投棄の監視	<p>町内全域にわたって確認されている、ごみの不法投棄を防止するため監視活動を行う。</p> <p>① 不法投棄の監視摘発活動を実施する。 ② 不法投棄対策マニュアルを作成し、周知する。 ③ ごみ捨て禁止条例の制定を検討する。</p>	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○一斉パトロールの実施 ※県・廃棄物処理業者と合同 ○不法投棄調査及び監視業務の実施 ※臨時職員 2人 ※処理 274,049円	ステップ①まで実施。	町民生活課

事業名	取り組みの内容	
廃自動車等の一掃	<p>町内の野山等に放置されている廃自動車等の適正処理を推進していく。</p> <p>① 町民へ放置自動車等の処理の必要性を訴えていく。 ② 対象車両を調査するとともに、適正処理を求めていく。 ③ 町内一斉に廃自動車一掃事業を展開する。</p>	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
個別に廃自動車の撤去依頼（0件）	ステップ②を実施段階。	町民生活課

イ 大気の保全

事業名	取り組みの内容	
大気汚染防止活動の展開	法律や県条例で禁止されている焼却行為等を防止するため、周知徹底を図っていく。 ① 広報、チラシなどで規制内容を周知する。 ② 違反事実があれば、振興局に報告し、改善を促していく。 ③ 環境学習等を推進し、大気汚染防止の必要性を認識させていく。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○苦情等への随時対応。 ○事業所への立入調査を実施。	ステップ②を随時実施。	町民生活課

ウ 公害の防止

事業名	取り組みの内容	
公害防止協定の締結と監視活動	町内企業及び農家等と締結した公害防止協定が遵守されているか監視を行う。 ① 公害防止協定内容を確認しあう。 ② 協定に沿った事業状況にあるか調査する。 ③ 問題点があれば改善させ、再発を防止していく。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○必要に応じた立ち入り調査の実施。 ※ 臭気対策調査	ステップ①の一部を実施。 ステップ②、③を随時対応。	町民生活課

(3) 環境に配慮した農林業等の推進にむけて

ア 環境に配慮した農業の推進

事業名	取り組みの内容	
持続性の高い農業生産方式導入	環境と調和のとれた農業生産の確保を図る。 ① 持続性の高い農業生産方式導入のための研修会や栽培実証を実施する。 ② エコファーマー志向農家を調査する。 ③ エコファーマー認証を推進する。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○ エコファーマー認証取得 ・ 認定 58人	ステップ①～③までを継続実施	産業振興課

事業名	取り組みの内容	
農業用廃プラスチック回収処理	農業用廃プラスチックの回収に要する経費へ補助し、適正処理を推進する。 ① 各農家へ適正処理の推進を啓蒙する。 ② 回収処理日の周知徹底を図って回収作業を行う。 ③ 土中に埋められたり、山野に捨てられている廃プラスチック等の回収処理を図っていく。	
平成22年度 of 取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
平成11年度から回収処理経費へ助成し、適正処理を推進している。 ※回収処理実績 11トン(58戸)	ステップ②までを実施 ① 各農家へ周知を徹底したことで、自家処理が行なわれなくなっている。 ② 町広報、農協によるチラシの個別配布により回収日の周知徹底がなされている。	産業振興課
事業名	取り組みの内容	
新技術導入対策	新しい品種や栽培技術を実証し、環境にやさしい農業技術等の普及推進を図る。 ① 新品種開発希望農家等を調査する。 ② 農業改良普及センター等と調査研究する。 ③ 環境にやさしい農産物生産を定着させる。	
平成22年度 of 取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○ 環境にやさしい農業生産の研修会開催。(農業講座)	ステップ①～③を実施段階。	産業振興課

事業名	取り組みの内容	
畜産排せつ物の適正処理と再利用の研究	畜産排せつ物の適正処理の推進と資源として再利用するためのシステムを研究する。 ① 堆肥の処理施設建設と利活用計画を作る。 ② 新技術を駆使したモデル施設整備を行う。 ③ バイオマスエネルギーの開発を検討する。	
平成22年度 of 取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○鶏糞炭化処理施設整備。 ○炭化製品の利活用に向けた諸条件の整備。	ステップ② ・施設整備に着手 ステップ③ ・利活用のための条件整備	産業振興課

事業名	取り組みの内容	
地域有機物資源 活用の促進	<p>環境保全型畜産経営のための堆肥舎整備に要する経費への補助を行い、有機資源活用農業の推進を図る。</p> <p>① 対象畜産農家を把握し、事業実施希望農家と協議する。</p> <p>② 堆肥舎整備を計画的に実施する。</p> <p>③ 堆肥を農地に還元させ、土づくりを基本とする農業を推進していく。</p>	
平成22年度の実施内容	ステップ①～③との比較	担当課
○堆肥舎整備による堆肥の適正処理、有効利用を重点指導。	ステップ②まで実施。	産業振興課

イ 環境に配慮した林業の推進

事業名	取り組みの内容	
緊急間伐対策	<p>団地ごとに協定を締結し計画的な間伐を促進して健全な森林を作る。</p> <p>① 対象林地を把握して、緊急度の高い団地を選定する。</p> <p>② 所有者と事業実施の協議をし、計画的な間伐を促進していく。</p> <p>③ 実施する団地を拡大していく。</p>	
平成22年度の実施内容	ステップ①～③との比較	担当課
	ステップ②を実施	産業振興課
事業名	取り組みの内容	
資源循環利用森林	<p>計画的な伐採等により、持続可能な森林施業を行い、物質生産性を高めていく。</p> <p>① 対象林地を把握して、事業実施方法を検討する。</p> <p>② 計画的な伐採を行う。</p> <p>③ 伐採跡地の適地には、植林し育林を行っていく。</p>	
平成22年度の実施内容	ステップ①～③との比較	担当課
計画に沿った施業を行なった。	ステップ①～③のとおり実施。	産業振興課

ウ 環境に配慮した開発行為

事業名	取り組みの内容	
大規模開発行為の調整	<p>環境に影響を与える可能性の大きい大規模な開発行為を調整する。</p> <p>① 一定規模以上の開発行為に対する計画を把握する。</p> <p>② 必要な調査等を行う。</p> <p>③ 適正な執行をするよう誘導する。</p>	
平成22年度の実施内容	ステップ①～③との比較	担当課
○一定規模（1ha）以上の開発行為の把握。 ※平成22年度該当なし。 ○乱開発防止のための監視。	ステップ①～③のとおり実施	町づくり推進課

(4) 良好で美しい景観の保全にむけて

ア 優れた自然景観の保全

事業名	取り組みの内容	
自然公園等の環境整備	農村公園等を草刈りなどにより環境整備を行い、良好に保全する。 ① 公園所在地自治公民館等と協議し、事業実施委託契約をする。 ② 草刈りや清掃作業を実施し、自然との一体感を享受する。 ③ うるおいと安らぎを与える公園づくりと保全の必要性を定着させていく。	
平成22年度の実施内容	ステップ①～③との比較	担当課
○世小の森公園の巡回清掃 ○八日町農村公園の草刈り	ステップ③まで実施。 ①業務委託契約 ②ボランティア。 ③草刈り、巡回清掃の実施。	総務課
○地域づくり推進事業（世田米地区計画） ・川向河川公園の草刈り、清掃活動	ステップ②まで実施。 ③ うるおいと安らぎを与える環境整備に向け地域住民が積極的に取り組んでいる。	町づくり推進課
○地域づくり推進事業（下有住地区計画） ・松日橋周辺の整備 （流出復旧・橋板架け替え）	ステップ②まで実施。 ③ うるおいと安らぎを与える環境整備に向け地域住民が積極的に取り組んでいる。	

イ 歴史・伝統的資産の保全

事業名	取り組みの内容	
歴史、伝統的資産の発掘と保全の促進	町内全域の観光地、史跡名勝等を調査し、景観資源等の保全を図る。 ① 地元学手法により、地域の資源を調査発掘する。 ② 修景や整備を必要とする箇所がないか点検をする。 ③ 周辺地区の修景整備と保全を行っていく。	
平成22年度の実施内容	ステップ①～③との比較	担当課
H22 は取組なし	ステップ①まで実施。	町づくり推進課
H22 は取組なし	ステップ②まで実施。	

(5) 快適で魅力ある居住空間の形成にむけて

ア 環境に配慮した住宅の普及

事業名	取り組みの内容	
公営住宅の整備	地元産材の木を用いた、環境にやさしい木造住宅を建設する。 ① 住宅建設計画に基づき、環境に配慮した住宅建設を検討する。 ② 周囲の景観と調和した住宅を建設する。 ③ 親しみのもてる、まとまった住宅地の形成に努めていく。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
	ステップ②まで実施。	建設課

イ 花や樹木のあるまちづくりの推進

事業名	取り組みの内容	
花いっぱい運動の推進	公共施設の回りや道路などに花木を植え、季節感のある景観づくりをする。 ① 各自治公民館等から種苗の購入を取りまとめる。 ② コンクール等を実施するなど、景観づくりを定着させる。 ③ モデル集落の設定により、景観形成を進めていく。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○花いっぱいコンクール ・参加団体数 25団体 ・花苗の斡旋 ・審査会 ・表彰	ステップ②まで実施。	教育委員会

(6) エコライフの推進にむけて

ア 地球温暖化の防止 (重点施策)

事業名	取り組みの内容	
地球温暖化防止 実行計画の推進	温室効果ガスである二酸化炭素等の排出削減に組織的に取り組む。 ① 地球温暖化防止実行計画に基づき、部署ごとに取り組みを展開する。 ② 実行状況を点検・見直しする。 ③ 各事業所等にも取り組みを促していく。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○平成15年度を初年度として、取り組みを継続。 ○平成22年度実績 平成12年度比 8.21%の減 ・年次削減目標(8.0%)達成	ステップ②まで実施。	町民生活課

イ 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

事業名	取り組みの内容	
生ごみ処理容器 普及促進	生ごみを処理するためのEM/バケツ等の容器購入を支援し、ごみの減量化を図る。 ① 生ごみ処理容器による効果を周知する。 ② 容器購入希望者を募り、とりまとめる。 ③ 普及推進団体等々連携し、利用の拡大を図っていく。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○町公衆衛生組合連合会による容器購入の 斡旋。 ・購入実績 コンポスト 14台 EMボカシ 67台	ステップ②までを実施。	町民生活課

ウ 新エネルギーの導入推進 (重点施策)

事業名	取り組みの内容	
新エネルギーの 導入推進	木質バイオマスや畜産バイオマスなどの再生資源利用に向けた調査検討を行い、クリーンなエネルギーの利用推進を図る。 ① 資源収集と燃料生産システム整備等を検討する。 ② 木質バイオマスエネルギー利用施設の拡充を図っていく。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○林地残材利用に向けた実証試験の実施	ステップ①～②を実施。 ① 林地残材処理モデルの構築に向けて残材の運搬を実施。 ・ペレット製造 300t	産業振興課

(7) 環境教育・環境学習の推進にむけて

ア 環境教育・環境学習の推進

事業名	取り組みの内容	
森林の科学館 構想整備促進	森林・林業体験ゾーンの整備等を行いながら、基本構想、基本計画構想の実現を図る。 ① 森林に関する地元資源の発掘と整理をする。 ② 県と共同して、種山を中心に全町エリアで森林・林業に関するソフト事業を展開する。 ③ これらをふまえて、必要なハードの整備を促進する。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○森林・林業体験教室の開催 22回 ○岩手県緑の少年団大会の参加	ステップ①終了 ステップ②、③の終了	産業振興課

事業名	取り組みの内容	
森林・川などを活用 した環境学習の展開	広大な森林や気仙川の清流などを活用し、体系的な環境学習の展開を図っていく。 ① 現行の環境学習に対する課題の調査と整理をする。 ② 環境学習の体系化を検討する。 ③ 実施状況の点検見直しにより、環境学習の確立を目指す。	
平成22年度の取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
○種山ヶ原を利用した森林環境学習として「森林の保育園」(園児対象)を8回実施。 ○森林環境学習(児童・生徒対象) ・1・2年生(世小、有小)各1回 ・有小 5年 栗木鉄山跡見学 1回 ・有小 6年 砂金採り体験 1回 ・中学1～3年生(世中・有中)12回 ○森林の保育園ボランティア(高校生対象) ・高校1～3年 8回	ステップ①、②を実施中。 1年＝種山体験学習 2年＝間伐体験 3年＝木工団地見学	教育委員会 産業振興課

<p>○春の散策会</p> <p>○森の案内人による環境教育の実施</p> <p>○森林インストラクターの指導による環境教育の充実</p>	<p>ステップ①から③まで実施。</p> <p>② 1年を通じた散策会を開催し、森林の循環機能、公益的機能について説明。</p> <p>③ 環境教育・環境学習としての散策会を実施。</p> <p>ステップ①、②を実施。</p> <p>① 課題の抽出と整理を終了 課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プログラムの確立と洗練 2 学校との連携 3 町民主体の環境教育実施 <p>② 専門家の指導等による森林環境教育の体系化。 森林・林業体験教室等で実施したプログラムの整理。 PDACサイクル確立に向けたフォーマットの作成。 次年度の環境教育に係る学校との早期打合せ。</p>	<p>産業振興課</p>
---	---	--------------

事業名	取り組みの内容	
水生生物の調査	<p>水中に棲む生物を調査することにより、河川の環境保全への関心を高める。</p> <p>① 事業実施希望校、地区等を選定し、適期に実施してもらう。</p> <p>② 実施結果を集約し、河川の水質状況を分析する。</p> <p>③ 水質を良くしていくためには、何が重要なのか話し合ってもらおう。</p>	
平成 22 年度 of 取組内容	ステップ①～③との比較	担当課
実施なし(23)年度調査に向けての準備学習を実施)	③を実施	産業振興課 町民生活課

第3章 住田町役場地球温暖化対策実行計画取組状況

町では、平成15年3月に「住田町役場地球温暖化対策実行計画」を策定し、同年4月から、環境負荷低減・温室効果ガスの削減を目指した取り組みをはじめています。

温室効果ガスの削減目標年度を19年度に設定し、基準年度（平成12年度）に対して6%削減することを目標としています。

取り組みは、温室効果ガスの総排出量の調査（当町では、二酸化炭素のみを対象）を実施しています。

（1） 温室効果ガスの抑制などに関する取組状況

ア エネルギーの使用状況

項目	平成21年度 使用実績	平成22年度 使用実績	平成22年度比	(参考) 平成12年度使用実績
ガソリン (ℓ)	22,285	24,746	111.0%	22,959
灯油 (ℓ)	56,502	55,500	98.2%	110,775
軽油 (ℓ)	9,826	9,968	101.4%	14,871
A重油 (ℓ)	11,000	11,300	102.7%	38,300
液化石油ガス (LPG) (kg)	2,012	2,324	115.5%	4,426
電気使用量 (kwh)	1,298,582	1,366,434	105.2%	957,011

○二酸化炭素排出量

平成21年度 754,255 kg (平成12年度比 87.94%)

平成22年度 787,241 kg (平成21年度比 104.37%)

(平成12年度比 91.79%)

(参考)平成12年度 857,683 kg

